

## 外国人旅行者向け消費税免税制度 参照条文

### ○消費税法（昭和六十三年法律第百八号）（抄）

（輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税）

第八条 輸出物品販売場を經營する事業者が、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号（定義）に規定する非居住者（以下この条において「非居住者」という。）に対し、政令で定める物品で輸出するため政令で定める方法により購入されるものの譲渡（第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるものを除く。）を行つた場合（政令で定める場合にあつては、当該物品の譲渡に係る第二十八条第一項に規定する対価の額の合計額が少額なものとして政令で定める金額を超えるときに限る。）には、当該物品の譲渡については、消費税を免除する。

2 前項の規定は、同項の譲渡をした輸出物品販売場を經營する事業者が、当該物品が非居住者によつて同項に規定する方法により購入されたことを証する書類を保存しない場合には、適用しない。ただし、既に次項本文若しくは第五項本文の規定の適用があつた場合又は災害その他やむを得ない事情により当該書類を保存することができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

3 輸出物品販売場において第一項に規定する物品を同項に規定する方法により購入した非居住者が、本邦から出国する日（その者が居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。以下この項において同じ。）となる場合には、当該居住者となる日）までに当該物品を輸出しないときは、その出港地を所轄する税関長（その者が居住者となる場合には、そのなる時におけるその者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長。以下この項において同じ。）は、その者が当該物品を災害その他やむを得ない事情により亡失したため輸出しないことにつき当該税関長の承認を受けた場合を除き、その者から当該物品の譲渡についての第一項の規定による免除に係る消費税額に相当する消費税を直ちに徴収する。ただし、既に前項本文に規定する場合に該当する事実が生じている場合又は第五項本文の規定の適用があつた場合は、この限りでない。

4 第一項に規定する物品で、非居住者が輸出物品販売場において同項に規定する方法により購入したものは、国内において譲渡又は譲受け（これらの委託を受け、若しくは媒介のため当該物品を所持し、又は譲渡のためその委託を受けた者若しくは媒介をする者に所持させることを含む。以下この項及び

次項において同じ。)をしてはならない。ただし、当該物品の譲渡又は譲受けをすることにつきやむを得ない事情がある場合において、当該物品の所在場所を所轄する税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

- 5 国内において前項に規定する物品の譲渡又は譲受けがされたときは、税務署長は、同項ただし書の承認を受けた者があるときはその者から、当該承認を受けないで当該譲渡又は譲受けがされたときは当該物品を譲り渡した者（同項本文に規定する所持をさせた者を含むものとし、これらの者が判明しない場合には、当該物品を譲り受けた者又は当該所持をした者とする。）から当該物品の譲渡についての第一項の規定による免除に係る消費税額に相当する消費税を直ちに徴収する。ただし、既に第二項本文に規定する場合に該当する事実が生じている場合又は第三項本文の規定の適用があつた場合は、この限りでない。
- 6 第一項から第四項までに規定する輸出物品販売場とは、第一項の規定の適用を受けるため、事業者が経営する販売場で、次条第一項本文の規定の適用を受けない場合において非居住者に対し第一項に規定する物品で同項に規定する方法により購入されるものの譲渡をすることができるものとして、当該事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受けた販売場をいう。
- 7 税務署長は、前項に規定する輸出物品販売場を経営する事業者が消費税に関する法令の規定に違反した場合又は同項に規定する輸出物品販売場として施設その他の状況が特に不相当と認められる場合には、当該輸出物品販売場に係る同項の許可を取り消すことができる。

○消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（抄）

※平成26年3月31日改正（施行日：平成26年10月1日）

（輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲、手続等）

第十八条 法第八条第一項に規定する政令で定める物品は、通常生活の用に供する物品とする。ただし、当該物品のうち食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品（以下この条において「消耗品」という。）にあつては、その非居住者に対して、同一の輸出物品販売場（法第八条第六項に規定する輸出物品販売場をいう。次項において同じ。）において同一の日に譲渡する当該消耗品の譲渡に係る対価の額（法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。次項第一号ハにおいて同じ。）の合計額が五十万円を超えない範囲内のものに限る。

2 法第八条第一項に規定する政令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一 非居住者が、輸出物品販売場（第三号に規定する基地内輸出物品販売場を除く。以下この号、次号及び第七項において「市中輸出物品販売場」という。）において前項に規定する通常生活の用に供する物品のうち消耗品以外のもの（以下この条において「一般物品」という。）を購入する場合  
その購入の際、次に掲げる要件の全てを満たして当該一般物品の引渡しを受ける方法

イ その所持する旅券等（旅券又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十六条から第十八条まで（乗員上陸、緊急上陸等の許可）に規定する乗員上陸許可書、緊急上陸許可書若しくは遭難による上陸許可書をいう。以下この号及び第五項において同じ。）を当該市中輸出物品販売場を経営する事業者に提示し、かつ、これに購入の事実を記載した書類の貼付けを受けるとともに、当該旅券等と当該書類との間に割印を受けること。

ロ 当該一般物品をその購入後において輸出する旨を誓約する書類を当該市中輸出物品販売場を経営する事業者に提出すること。

ハ その所持する旅券等の写し（旅券にあつては当該旅券の番号並びに当該一般物品を購入する非居住者の氏名、生年月日、性別及び国籍が印字された部分の写しをいう。）を当該市中輸出物品販売場を経営する事業者に提出すること（当該市中輸出物品販売場において同一の日に購入する当該一般物品に係る対価の額の合計額が百万円を超える場合に限る。）。

- 二 非居住者が、市中輸出物品販売場において消耗品を購入する場合 その購入の際、前号イに掲げる要件及び次に掲げる要件の全てを満たして当該消耗品の引渡しを受ける方法
- イ 当該消耗品をその購入した日から三十日以内に輸出する旨を誓約する書類を当該市中輸出物品販売場を経営する事業者に提出すること。
  - ロ 当該消耗品が国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する方法によつて包装されていること。
- 三 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第一条に規定する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの家族（次号及び第七項において「合衆国軍隊の構成員等」という。）が、同協定第二条第一項に規定する施設及び区域内にある輸出物品販売場（以下この号、次号及び第七項において「基地内輸出物品販売場」という。）において一般物品を購入する場合 その購入の際、当該一般物品をその購入後において輸出する旨を誓約する書類を当該基地内輸出物品販売場を経営する事業者に提出して、当該一般物品の引渡しを受ける方法
- 四 合衆国軍隊の構成員等が、基地内輸出物品販売場において消耗品を購入する場合 その購入の際、当該消耗品をその購入した日から三十日以内に輸出する旨を誓約する書類を当該基地内輸出物品販売場を経営する事業者に提出し、かつ、第二号ロに掲げる要件を満たして当該消耗品の引渡しを受ける方法
- 3 前項第一号ハに規定する旅券等の写しの提出は、当該旅券等の写しの提出により提供すべき情報（当該旅券等を所持する非居住者を特定する情報という。）に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の提供によつてすることができる。
- 4 一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合における第一項ただし書及び第二項の規定の適用については、当該資産を消耗品としてこれらの規定を適用する。
- 5 第二項第一号又は第二号に定める方法により物品を購入した者は、本邦から出国する際又は居住者となる際に、その出港地を所轄する税関長又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長に同項第一号イに規定する購入の事実を記載した書類（同項第二号に定める方法により旅券等に貼付けを受けた同項第一号イに規定する購入の事実を記載した書類を含む。）を提出しなければならない。

- 6 法第八条第一項に規定する政令で定める場合は、第二項第一号、第二号又は第四号に定める方法により物品の譲渡を行う場合とする。
- 7 法第八条第一項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。
  - 一 その非居住者に対して、同一の市中輸出物品販売場において同一の日に譲渡する一般物品 一万円
  - 二 その非居住者に対して、同一の市中輸出物品販売場において同一の日に譲渡する消耗品 五千円
  - 三 その合衆国軍隊の構成員等に対して、同一の基地内輸出物品販売場において同一の日に譲渡する消耗品 五千円
- 8 第二項第一号ハの規定による旅券等の写しの提出（第三項の規定による電磁的記録の提供を含む。）を受けた事業者は、財務省令で定めるところにより、当該提出を受けた旅券等の写し（第三項の規定により提供を受けた電磁的記録を含む。）を保存しなければならない。
- 9 第二項各号に規定する書類の記載事項その他第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

○消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）（抄）

※平成26年3月31日改正（施行日：平成26年10月1日）

（輸出免税物品購入記録票等の記載事項等）

第六条 令第十八条第二項第一号イに規定する購入の事実を記載した書類とは、旅券への貼付けに支障のない大きさの用紙に次に掲げる事項を整然と、かつ、明瞭に記載した書類をいう。

- 一 一般物品（令第十八条第二項第一号に規定する一般物品をいう。以下この条において同じ。）の購入者の氏名、国籍、生年月日、在留資格及び上陸年月日
  - 二 当該一般物品の購入者の所持する旅券等（令第十八条第二項第一号イに規定する旅券等をいう。以下この条において同じ。）の種類及び番号
  - 三 当該一般物品を譲渡する市中輸出物品販売場（令第十八条第二項第一号に規定する市中輸出物品販売場をいう。次項第三号、第三項第三号及び第四項第三号において同じ。）を経営する事業者の氏名又は名称及び納税地、その納税地を所轄する税務署の名称並びに当該市中輸出物品販売場の所在地
  - 四 当該一般物品の購入の年月日
  - 五 当該一般物品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該一般物品の価額の合計額
- 2 令第十八条第二項第一号ロに規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類とは、次に掲げる事項を整然と、かつ、明瞭に記載した書類であつて、第六号に掲げる事項につきその購入者が署名した書類をいう。
- 一 一般物品の購入者の氏名、国籍、生年月日、在留資格及び上陸年月日
  - 二 当該一般物品の購入者の所持する旅券等の種類及び番号
  - 三 当該一般物品を譲渡する市中輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称
  - 四 当該一般物品の購入の年月日
  - 五 当該一般物品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該一般物品の価額の合計額
  - 六 当該一般物品の購入者が、当該一般物品を購入後において輸出することを誓約する旨
- 3 令第十八条第二項第二号に定める方法により消耗品（同条第一項に規定する消耗品をいう。以下この条において同じ。）を購入する場合における第一項に規定する購入の事実を記載した書類には、同項各号に掲げる事項に代え

- て、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 当該消耗品の購入者の氏名、国籍、生年月日、在留資格及び上陸年月日
  - 二 当該消耗品の購入者の所持する旅券等の種類及び番号
  - 三 当該消耗品を譲渡する市中輸出品物販売場を営する事業者の氏名又は名称及び納税地、その納税地を所轄する税務署の名称並びに当該市中輸出品物販売場の所在地
  - 四 当該消耗品の購入の年月日
  - 五 当該消耗品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該消耗品の価額の合計額
- 4 令第十八条第二項第二号イに規定する購入した日から三十日以内に輸出する旨を誓約する書類とは、次に掲げる事項を整然と、かつ、明瞭に記載した書類であつて、第六号に掲げる事項につきその購入者が署名した書類をいう。
- 一 消耗品の購入者の氏名、国籍、生年月日、在留資格及び上陸年月日
  - 二 当該消耗品の購入者の所持する旅券等の種類及び番号
  - 三 当該消耗品を譲渡する市中輸出品物販売場を営する事業者の氏名又は名称
  - 四 当該消耗品の購入の年月日
  - 五 当該消耗品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該消耗品の価額の合計額
  - 六 当該消耗品の購入者が、当該消耗品を購入した日から三十日以内に輸出することを誓約する旨
- 5 令第十八条第二項第三号に規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類とは、次に掲げる事項を整然と、かつ、明瞭に記載した書類であつて、第五号に掲げる事項につきその購入者が署名した書類をいう。
- 一 一般物品の購入者の氏名及び所属又は機関
  - 二 当該一般物品を譲渡する基地内輸出品物販売場（令第十八条第二項第三号に規定する基地内輸出品物販売場をいう。次項第二号において同じ。）を営する事業者の氏名又は名称
  - 三 当該一般物品の購入の年月日
  - 四 当該一般物品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該一般物品の価額の合計額
  - 五 当該一般物品の購入者が、当該一般物品を購入後において輸出することを誓約する旨
- 6 令第十八条第二項第四号に規定する購入した日から三十日以内に輸出する旨を誓約する書類とは、次に掲げる事項を整然と、かつ、明瞭に記載した書

類であつて、第五号に掲げる事項につきその購入者が署名した書類をいう。

- 一 消耗品の購入者の氏名及び所属又は機関
  - 二 当該消耗品を譲渡する基地内輸出物品販売場を営する事業者の氏名又は名称
  - 三 当該消耗品の購入の年月日
  - 四 当該消耗品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該消耗品の価額の合計額
  - 五 当該消耗品の購入者が、当該消耗品を購入した日から三十日以内に輸出することを誓約する旨
- 7 前各項の規定により記載することとされている事項の全部又は一部が記載されている明細書等（輸出物品販売場（法第八条第六項に規定する輸出物品販売場をいう。次条から第十条までにおいて同じ。）を営する事業者が、令第十八条第二項各号に定める方法により同条第一項に規定する物品を購入する者に対し、当該購入されるものの譲渡につき交付する領収書の写しその他これに類する書類で当該事業者の氏名又は名称が記載されたものをいう。）を前各項に規定する書類に貼付け、かつ、当該明細書等と当該書類との間に当該事業者が割印した場合には、前各項の規定にかかわらず、当該全部又は一部の事項の当該書類への記載を省略することができる。
- 8 第一項に規定する購入の事実を記載した書類（令第十八条第二項第二号に定める方法により消耗品を購入する場合における第一項に規定する購入の事実を記載した書類を含む。）には、次の各号に掲げる事項を日本語及び外国語で記載しなければならない。この場合において、第二号から第四号までに掲げる事項については、当該書類の裏面に記載することができる。
- 一 本邦から出国する際又は居住者となる際に、その出港地を所轄する税関長又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長に当該書類を提出しなければならない旨
  - 二 本邦から出国するまでは、当該書類を旅券等から切り離してはならない旨
  - 三 法第八条第一項の規定の適用を受けた物品を本邦から出国する際に所持していなかつた場合には、当該物品の譲渡につき同項の規定の適用により免除された消費税額（当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含む。次号において「消費税額等」という。）に相当する額を徴収される旨
  - 四 前号の場合において、当該物品を災害その他やむを得ない事情により亡失したため輸出しないことにつき、法第八条第三項に規定する税関長の承



認を受けたとき又は既に輸出したことを証する書類をその出港地を所轄する税関長に提出したときは、消費税額等に相当する額を徴収されない旨

(輸出物品販売場における購入者誓約書等の保存等)

第七条 法第八条第一項の規定の適用を受けようとする輸出物品販売場を営む事業者は、令第十八条第二項第一号ロ及び第三号に規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類、同項第二号イ及び第四号に規定する購入した日から三十日以内に輸出する旨を誓約する書類並びに同項第一号ハに規定する旅券等の写し（同条第三項の規定により提供を受けた電磁的記録を含む。）を整理し、法第八条第一項に規定する譲渡を行つた日の属する課税期間の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には、一月）を経過した日から七年間、これを納税地又は当該譲渡に係る輸出物品販売場の所在地に保存しなければならない。

2 令第十八条第三項の規定により同項に規定する電磁的記録の提供を受けた場合には、当該電磁的記録の保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくものとする。

※別表第一～第三については廃止

## ○消費税法基本通達（抄）

### （輸出物品販売場の許可）

8-2-1 法第8条第6項《輸出物品販売場の定義》に規定する輸出物品販売場に係る許可は、原則として、次に掲げる条件の全てを満たしている場合に限り与えるものとする。ただし、令第18条第2項第2号《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲、手続等》に規定する輸出物品販売場の許可は、(3)から(5)までに掲げる条件を満たしていれば足りるものとする。

なお、輸出物品販売場を移転した場合は、移転後の販売場につき改めて輸出物品販売場の許可を受ける必要があるのであるから留意する。（平23課消1-35により改正）

- (1) 販売場の所在地は、非居住者の利用度が高いと認められる場所であること。
- (2) 販売場が非居住者に対する販売に必要な人員の配置及び物的施設（例えば非居住者向特設売場等）を有するものであること。
- (3) 申請者が許可申請の日から起算して過去3年以内に開始した課税期間の国税について、その納税義務が適正に履行されていると認められること。
- (4) 申請者の資力及び信用が十分であること。
- (5) 前各号のほか許可することにつき特に不相当であると認められる事情がないこと。

### （輸出物品販売場の許可を取り消すことができる場合）

8-2-2 法第8条第7項《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消すことができる場合の取扱いは、次による。

- (1) 「消費税に関する法令の規定に違反した場合」とは、法第64条《罰則》の規定に該当して告発を受けた場合をいう。
- (2) 「輸出物品販売場として施設その他の状況が特に不相当と認められる場合」とは、非居住者に対する販売場としての施設等が十分なものになくなった場合、経営者の資力及び信用が薄弱となった場合等、輸出物品販売場として物的、人的、資金的要素に相当な欠陥が生じた場合をいう。